

## 別表第一（第一条関係）

### 一 金属加工機械

- イ 圧延機械（原動機の定格出力の合計が22.5kW以上のものに限る。）
- ロ 製管機械
- ハ ベンディングマシン（ロール式のものであって、原動機の定格出力が37.5kW以上のものに限る。）
- ニ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）
- ホ 機械プレス（呼び加圧能力が294kN以上のものに限る。）
- ヘ せん断機（原動機の定格出力が37.5kW以上のものに限る。）
- ト 鍛造機
- チ ワイヤフォーミングマシン
- リ ブラスト（タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。）
- ヌ タンブラー
- ル 切断機（といしを用いるものに限る。）

### 二 空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）

### 三 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）

### 四 織機（原動機を用いるものに限る。）

### 五 建設用資材製造機械

- イ コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m<sup>3</sup>以上のものに限る。）
- ロ アスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）

### 六 穀物用製粉機（ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）

### 七 木材加工機械

- イ ドラムバーカー
- ロ チッパー（原動機の定格出力が22.5kW以上のものに限る。）
- ハ 碎木機
- ニ 帯のご機（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が22.5kW以上のものに限る。）
- ホ 丸のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が22.5kW以上のものに限る。）
- ヘ かな盤（原動機の定格出力が22.5kW以上のものに限る。）

### 八 抄紙機

### 九 印刷機械（原動機を用いるものに限る。）

### 十 合成樹脂用射出成形機

### 十一 鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）